

はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン中間見直し（案）に関する
市民意見募集の結果について

1 実施期間

令和3年1月4日（木）から2月5日（金）まで 33日間

2 募集方法

- ・市民意見募集冊子の配布
（各保健福祉センター，市役所案内所，市役所情報公開コーナー，市立図書館等）
- ・京都市情報館への掲載
- ・関係団体，障害福祉サービス事業所への情報提供

3 応募方法

郵送，持参，FAX，電子メール，京都市情報館の意見募集フォーム

4 意見結果

応募者数 67人（団体含む。），意見数 217件

(1) お住まいの区

北区	上京区	左京区	中京区	東山区	山科区	下京区	南区	右京区	西京区	伏見区	その他	不明
1	6	12	6	1	6	2	4	2	6	7	11	3

(2) 年齢

～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳～	不明
1	3	6	18	20	7	2	10

(3) 項目別意見数

区 分	意見数
ア) 中間見直し案の概要について	24件
プラン前半に取り組んだ主な障害保健福祉施策に関するもの	6件
第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に関するもの	6件
京都市障害者施策推進計画に反映する項目に関するもの	9件
その他	3件
イ) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉の成果目標及びサービス量の見込みについて	55件
第6期障害福祉計画に関するもの	31件
第2期障害児福祉計画に関するもの	2件
その他	22件
ウ) 共生社会の実現に向けて（施策一覧）について	78件
施策目標1に関するもの（啓発，意思疎通支援・情報保障 他）	16件
施策目標2に関するもの（住まい・暮らし，福祉サービス 他）	16件
施策目標3に関するもの（健康・医療，こころの健康，災害対策 他）	24件
施策目標4に関するもの（就労，社会参加 他）	9件
施策目標5に関するもの（特性や状況に応じた支援の提供 他）	8件
その他	5件
エ) わかりやすい版について	14件
オ) 全体について	46件
合 計	217件

5 御意見に対する本市の考え方（詳細は、別紙のとおり）

意見の分類	件数
A 中間見直し（案）を修正し，中間見直し（最終案）に反映するもの	15件
B 中間見直し（最終案）に記載済又は趣旨に含まれているもの	43件
C 今後，取組の推進において参考とするもの	75件
D 反映できない（国の制度改善が必要）	3件
E 反映できない（本市の裁量の範囲内）	26件
F 要望・その他	55件
合 計	217件

「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」(案)に係る市民意見募集の結果[全体]

別紙

【意見の分類】
 A 中間見直し(案)を修正し、中間見直し(最終案)に反映するもの
 B 中間見直し(最終案)に記載済又は趣旨に含まれているもの
 C 今後、取組の推進において参考とするもの
 D 反映できない(国の制度改善が必要)
 E 反映できない(本市の裁量の範囲内)
 F 要望・その他

ア)中間見直し案の概要について

24 件

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
①プラン前半に取り組んだ主な障害保健福祉施策(6件)				
1	「視覚障害者の入院中の意思疎通支援事業」は、視覚障害者のための入院時における代読代筆サービスを制度化したことは先駆的であるが、使いにくいと普及しておらず、制度としては不十分である。	1	ニーズや他施策との関係について改めて調査し、事業のあり方について検討していきます。	C
2	「重度障害者の個別避難計画作成等推進事業」について、どのような選択方法で対象者を選定し、どのような方法で、何件、個別避難計画を立てたか。 また、今後個別避難計画を必要とする全障害者の個別避難計画についての手順、スケジュールを明確にしてほしい。	1	本市では、令和元年度から、伏見区役所及び深草支所管内の障害支援区分6かつ単身世帯の方を対象として、個々の状況に応じた個別の避難計画を作成するモデル事業を実施しています。 計画作成に当たっては、対象となる方や日頃支援に関わる事業者等と面談等による意見交換を行いながら進めており、その中で挙がってきた課題を検証し、今後の事業展開について、検討を進めています。なお、令和2年12月末時点での計画作成件数は9件です。 全市的な個別避難計画作成に関する手順やスケジュールについては、令和3年度に国が実施するモデル事業の結果を踏まえ、国が事業化し、最適モデルの手法や財源が示された後、検討していきます。	C
3	「京都らしい農福連携推進事業」について、農福連携が全国的に行われ、就労によって障害者の方の自立した生活のきっかけになっている。日本の多くの農家で就農者の高齢化、若手就農者不足、耕作放棄地、荒廃農地の増加が問題になっているだけに、今後注目される取組になると期待している。	1	引き続き、「京都らしい農福連携推進事業」に取り組み、本市における障害者就労支援を着実に進めていきます。	C
4	「障害者24時間相談体制構築事業」、「重度障害者の個別避難計画作成等推進事業」の経過や進捗状況の概要を知りたい。	3	(1)障害者24時間相談体制構築事業 ①京都市休日・夜間相談受付センターの設置(H30年4月～) 当センターにおける相談件数は年々増加傾向にあり、平成30年度は304件、平成31年度は995件、令和2年度(12月末)は1,321件と大幅に増加しています。 また、令和2年9月から、短期入所事業所の空床情報を集約し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターへ情報提供を行い、短期入所の利用希望者と短期入所の空床情報をマッチングすることで、利用調整の円滑化を図りました。 ②障害者休日・夜間緊急対応支援事業(H30年4月～) 当事業の利用件数は、平成30年度は2件、平成31年度は0件、令和2年度(令和2年12月末時点)は0件となっています。 本事業は区役所・支所の閉庁時間帯に緊急事態が発生し、直ちにヘルパーや短期入所等の既存のサービス利用が困難な場合における対応支援の最終的なセーフティネットの役割を果たしています。 (2)重度障害者の個別避難計画作成等推進事業 本市では、令和元年度から、伏見区役所及び深草支所管内の障害支援区分6かつ単身世帯の方を対象として、個々の状況に応じた個別の避難計画を作成するモデル事業を実施しています。 計画作成に当たっては、対象となる方や日頃支援に関わる事業者等と面談等による意見交換を行いながら進めており、その中で挙がってきた課題を検証し、今後の事業展開について、検討を進めています。	F
②第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画(6件)				
5	施設入所からの地域移行だけに着目するのではなく、親元から独立して一人暮らしをできるよう、サポートしてほしい。	1	施設等から地域で一人暮らしに移行した方については、一般相談支援事業所が常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談やそのほか必要な支援を行う「地域定着支援」を利用することができます。 また本市では、「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を設置し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターの相談対応時間と合わせて、24時間365日の相談体制を構築するとともに、休日・夜間に生じた緊急事態への対応を支援する「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業」を実施しています。引き続き、障害のある方が地域で安心した生活を送ることができるよう、切れ目なく支援を提供する体制の整備に努めていきます。	B

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
6	「施設入所者の地域生活へ移行」の施設入所者数の成果目標を設定しない理由が、理由になっていない。施設入所を希望している人たちが、どのような理由で、また誰がそれを望んでいるのか、明らかにすべき。 地域生活を前提に働きかけて生活を組み立てていくことが、障害者権利条約の観点からも必要で、その姿勢を見せるためにも、成果目標が必要である。	1	地域移行については、取組をこれまで以上に積極的に行うことで、待機者の減少につなげていきたいと考えています。	E
7	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」の「精神病床における1年以上長期入院患者数の設定」について、精神障害者の方の長期入院は地域社会から離れ社会参加の機会を失うことになる。居住地や就労、経済的な保障(障害年金など)等、地域社会で暮らしていける基盤作りも必要である。	1	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築には、多岐にわたる関係機関との連携した基盤づくりが重要です。精神に障害のある方が、住み慣れた地域で生活し続けることができるよう、今後も関係機関と連携を図りながら、各種取組を進めていきます。	C
8	「福祉施設から一般就労への移行者」について、就労継続支援B型から、経済的に自立した生活を送る為に一般就労への移行者を増やすことが大事である。 障害のある方を受け入れる事業所だけでなく、事業所、企業が障害のある方ができることや適性を考え、必要な人材と提供していただくことや、障害のある方が働きやすい多機能トイレの設備なども検討してほしい。	1	一般就労を希望する障害のある方が自立し、生きがいをもって働くことができるよう、様々な支援策に取り組んでいます。 また、障害のある方が企業等で働きがいをもって、戦力となり働き続けるため、障害のある方に適した業務切り出しや環境整備、意識啓発等も推進していきます。	C
9	障害福祉サービスによる研修がよくわかった。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めてまいります。	F
10	サービス見込み量の「発達障害者支援」について、新型コロナウイルス感染拡大による自粛要請や職場での働き方の変化によって、在宅勤務やオンライン会議、ミーティングでは周りに誰もいないため、集中して仕事に打ち込める一方で、時間を忘れてしまったり、手順よく仕事が進まないことも出てくる。急激な周辺環境の変化で体調を崩す方もいるかもしれない。長時間労働にもなる。発達障害者支援についてもそうした生活様式や職場環境の変化に対応した支援をしていただきたい。	1	京都市発達障害者支援センターかみやきや京都市障害者就業・生活支援センターにおいて、発達障害のある方に対し、その時々々の社会環境等による不安や課題に応じた相談支援や就労支援を実施しています。	C
③京都市障害者施策推進計画(9件)				
11	社会の理解が進んでいない女性障害者の複合差別への具体的な施策を策定してほしい。	2	障害のある女性について、複合的に困難な状況に置かれている場合があることについて社会的理解が深まるよう啓発に取り組むとともに、様々な施策を行うに当たり、複合差別解消の視点をもって取り組んでいきます。	A
12	ひきこもり支援などの新たな取組を加え、複合的支援の充実を図ることが、言葉として追加されたことは大きな意味を持つと思う。	1	中間見直しにおいては、社会情勢や環境等の変化を踏まえた内容を反映しています。今後も必要な支援、施策の充実に取り組んでいきます。	B
13	「①ひきこもり等複合的な課題に対する支援」について支援の受け手だけでなく、支援の支え手(具体的には「親」とりわけ「母親」等のケアする家族)についての文言も追加してほしい。	2	本市のひきこもり支援においては、当事者だけでなく、当事者の御家族も支援の受け手と考えています。	B
14	「③感染症等の新たな課題に対する支援」については、本人・家族・支援者(事業者・事業所)とも厳しい状況が続いている。引き続きの対応と、充実を図ってほしい。	3	障害福祉サービス事業所に対する支援について、令和3年4月に予定されている報酬改定においては、新型コロナウイルス感染症に対応するための臨時的な評価を踏まえた基本報酬とされる予定ですが、必要な障害福祉サービス等が継続して提供できるよう、今後とも国に対して要望を行うとともに、事業所に対する支援に努めていきます。	B
15	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進」について、読書バリアフリー法に基づく基本計画を策定することが必要である。 また、同法に基づく9事業のうち、同法9条、10条、11条、14条、15条及び17条で示された事業をどのように具体化するかを示すことが必要である。	1	御意見を踏まえ、検討してまいります。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
④その他(3件)				
16	計画相談支援事業所が少ないため、セルフプランにせざるを得ない人が多くいる。困りごとに対する相談先の核となる相談支援専門員とのつながりを持てるように計画相談支援事業所を増やしてほしい。	1	計画相談支援における障害福祉サービス報酬が低い基準になっているため、計画相談支援事業所の新規参入が進んでいないと考えています。このため、令和2年度も国に対し、相談支援事業所の参入が進み、全ての事業所が安定運営できる報酬体系を構築するよう要望しています。今後とも、計画相談支援事業の実状を把握し、国への要望も含めて相談支援体制の充実に取り組んでいきます。	C
17	素晴らしい内容であるが、目標として掲げるだけでなく実際に取組を行うことが大切である。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めてまいります。	C
18	わかりやすくまとめられている。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めてまいります。	F

イ)「第6期障害福祉計画」及び「第2期障害児福祉計画」の成果目標及びサービス量の見込みについて

55 件

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
①【第6期福祉計画】施設入所者の地域生活への移行(21件)				
19	「障害者に対する支援の充実等により施設入所希望者が、施設入所だけでなく地域生活の継続という選択肢も持つように取り組む」とあるが、よいことだと思う。これによって地域の人とも触れあい、となり合って、話していけると思う。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	B
20	地域移行が可能になるよう地域資源の充実を入れられているのは評価できるが、地域生活は、施設入所と並列にするのではなく、人として、障害があっても保障されるべき権利であり、本来は奪われてはならないものである。(障害者権利条約)	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	C
21	施設入所を喜んで希望する障害当事者が多くいるとは到底考えられない。施設入所の決定は、親などの保護者による決定が多いことも予想される。誰が入所を決めているのかなどの調査をしてほしい。	1	入所希望者やその御家族にとって、入所以外の方策も含め最適な選択ができるよう支援していきます。	C
22	地域移行にははざまが多く、支援センターや居住支援法人のボランティア的な動きに頼る状況を解決させるべき。	1	相談支援事業所等と情報が共有できるようしっかり連携するなど、地域移行の取組をこれまで以上に進めていけるよう取り組んでいきます。	C
23	地域移行について、京都市では、障害を持つ人の施設から地域への移行が進んでいないため、地域への移行を進めてほしい。	1	地域環境の整備をはじめ、引き続き様々な施策に取り組むことで、障害のある方の施設から地域への移行を進めていきます。	C
24	地域移行について、なぜ、施設に入ることを希望しているのかを、詳しく調べて原因がどこにあるかを明らかにしてほしい。	1	今後、地域移行の取組を進めていく中で、数値だけでなく、なぜ施設入所を希望しているのかを、できるだけ把握できるよう取り組んでいきます。	C
25	障害者の地域移行をもっと進めてほしい。家族のことを考えると、施設に入れることがいいのかもしれないが、それなら、もっと外に開かれた施設にしたほうがよい。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	C
26	入所施設利用者の報酬体系が日中に重点を置かれているが、日中に別の事業所に行くことは、事実上難しい。24時間365日支援のグループホームがないと地域移行は難しい。	1	本市では障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームや生活介護事業所の創設を優先し、国の補助金を活用して補助しています。とりわけ、平成30年度に創設された「日中サービス支援型グループホーム」については、優先して施設整備補助を行っています。より多くの施設を整備できるよう国に働きかけていきます。	C
27	「施設入居者の地域生活への移行」について、国の基本指針と比較しても本市の目標値は、低くおさえられており、施設生活から地域生活へと転換を図ろうとする社会の大きな流れとも逆行するものである。市の成果目標の目標値は、国の基本指針に準じて、①地域移行数を目標値6%以上とし、②施設入居者数を目標値1.6%以上削減へと修正すべき。	9	施設入所者の地域移行の目標につきましては、京都市内施設への調査等を基に検討し、審議会での議論も踏まえて数値を設定しています。施設入所希望者が多くいる中で、施設入所者数を減らすという目標設定をすることは困難であると考えています。	E

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
28	「施設入所者の地域生活への移行について」市内の入所施設に実施したアンケート結果を踏まえたところだが、何年度にどのような施設を対象に実施されたのか。	1	令和2年度に、市内の全入所施設に対し、現在入所されている方のうち、地域移行の可能性がある方の人数及びその条件等を調査する内容のものを実施しました。	F
29	施設未入所者の数1,255人をどのように把握されたのか教えてほしい。	1	1,255人とは令和元年度末時点の施設入所者の人数です。各施設からのサービス報酬の請求件数から算出しています。	F
30	施設入所者数にグループホーム入所者は含まれるのか。	1	施設入所者数にグループホーム入所者は含まれていません。	F
31	地域移行とはグループホームへの入所も含まれるのか。	1	地域移行については、施設からグループホームへの入居の場合も含まれません。	F
②【第6期障害児福祉計画】精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築(2件)				
32	精神障害の当事者にとって、1週間の入院でも長く、非自発的入院や行動制限などが可能な精神保健福祉法のもとでの入院は、当事者にとって苦痛であり、3カ月や1年はもつてのほかである。当事者の視点からすれば、②「精神病床における入院後、退院率」の目標値、とくに「入院後1年時点の退院率」が92%とされていることは、残り8%の人の1年以上の入院を認めることになる。国の指針をそのまま受けるだけでなく、当事者の目線に立って、新たな長期入院者が作り出されないよう、1年以内退院の目標値は100%にすべき。	1	本人の病状等によって、やむを得ず入院が長期にわたってしまう場合があることから、100%を目標値とすることは現実的ではないと考えます。しかしながら、いただいた御意見のように本人の権利擁護の観点や、国が示す「入院医療中心から地域生活中心へ」の理念に基づき、退院(地域移行)を促進していくことは重要であると認識しています。引き続き、地域移行に向けた取組を実施していきます。	E
33	「精神病床における退院患者の退院後の行き先【新規】」の部分では、実質的な地域移行に相当する「①一人暮らし・家族」、「②グループホーム等の居住系サービス」が「③転院、院内転科」、「④その他(死亡による退院を含む)」と比較して極めて少ない。 65歳未満の長期入院者と65歳以上の長期入院者を足した数の3割を2025年までに退院させる推計で設定し、「①一人暮らし・家庭」への退院を約200、「②グループホーム等の居住系サービス」を約50に修正し、地域生活とりわけ家族に頼らない(家族介護の負担になることない)一人暮らしに向けて積極的に取り組むべきである。 死亡退院については、障害福祉サービスの見込み量に含めず、切り離したものとして設定すること。進捗状況の評価をする際には、死亡退院者数の実数を明記すること。	1	本市では、精神科病院及び地域の事業所の御尽力による地域移行支援に加え、「京都市精神障害者地域移行促進事業」において、入院患者御本人の希望もお聞きしながら、精神科病院、相談支援事業所、ピアサポーター等の協力を得て、精神科病院からの地域移行に向けた支援を行っているところですが、いただいた御意見は参考にさせていただきますが、数値目標につきましては、過去の実績を勘案しているところであり、このままとさせていただきます。また、評価方法については、よりよい方法を検討していきます。	E
③【第6期障害福祉計画】障害者の地域生活支援拠点等の整備(2件)				
34	面的整備をしており、既存の制度・機関を地域生活支援拠点の機能に位置づけているとあるが、文書では理解できない。	1	面的整備とは、「地域生活支援拠点に求められる5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を、地域の実情に応じて、地域における様々な機関が分担して機能を担うこと」です。 (厚生労働省「地域生活支援拠点等について【第2版】」から引用) わかりやすいように、本冊でも脚注を追加いたします。	A
35	1箇所整備済みとはどこにあるのか教えてほしい。	1	本市では、地域生活支援拠点に求められる5つの機能(①相談、②緊急時の受入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を集約した拠点を設置しているものではなく、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」として整備をしています。	F
④【第6期障害福祉計画】相談支援体制の充実・強化等(3件)				
36	「総合的・専門的な相談支援として、市内15箇所に設置している障害者地域生活支援センターでの相談受付件数 R5:185,465件」としている。京都市では、同センターに限らず相談支援体制を敷いているので、同センター以外の相談受付件数も含めるべきではないか。	1	京都市障害者地域生活支援センターは、障害者総合支援法第77条に規定される地域生活支援事業のうち、同条第1項第3号に規定される相談支援業務を委託しています。本事業の内容は、障害福祉サービスとしての相談支援(計画相談・地域移行・地域定着)に該当しない支援も多く含まれているため、独自に集計を行っている状況です。 御意見のとおり、相談支援体制強化の取組として他に「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を設置しており、全市・すべての障害のある方を対象に、土日祝日等及び早朝・夜間の時間帯において相談受付を実施しているため、当センターでの相談受付件数も当項目に含めていきます。	A

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
37	4項目は既成の相談所の件数の増加や充実にとどまっている。新規又は新分野の相談への対応が示されていない。例えば、ロービジョンに関する相談や福祉から雇用へ、あるいは中途障害から福祉ないし雇用に結びつけるための相談支援が示されていない。	1	成果目標については、障害福祉計画の国の基本方針に基づき、掲げたものです。新しい分野への相談等については、社会情勢やニーズの変化、国の動向も踏まえ柔軟に対応していきます。御意見にある例示については、「相談支援」「福祉サービス」「就労」の項目の中で取り組んでいきます。	B
38	「相談支援体制の充実・強化等」について、「②専門的な指導・助言」の件数についてあげるのであれば、定義を示してほしい。	1	当項目は、京都市障害者地域生活支援センターが他の相談支援事業者等に対して訪問等による専門的な指導・助言を行った件数を指標としています。具体的には、各支援センターで集計されている相談受付件数実績のうち、相談支援機関からの受付件数を掲載しています。	F
⑤【第6期障害福祉計画】障害福祉サービス等の質の向上(4件)				
39	研修参加者数の指標は、「放課後等デイサービス事業所等への巡回指導」のように、より具体的な手法について検討してほしい。	2	御意見のとおり、障害福祉サービス等の質の向上のためには、研修参加者数のみならず、障害福祉サービス事業所等に対する指導や研修が必要です。当項目の指標には、障害福祉サービス事業所等向けの集団指導の実施回数も含まれていますが、その他の研修等についても当項目に含めるか検討してまいります。	C
40	集団指導1回とあるが、当たり前のこと。6年に1回程度しか実施しない障害福祉サービス事業者への実地指導を充実させるほうが質の向上につながるのではないかと。	1	成果目標については、障害福祉計画の国の基本方針に基づき、掲げたものです。障害福祉サービス事業所への実地指導についてもしっかりと取り組んでいきます。	F
41	「障害福祉サービス等の質の向上」が新たに項目として掲げられたことは大切なことである。	1	今後とも、各関係機関と連携し、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を行ってまいります。	F
⑥【第6期障害福祉計画】サービス量の見込み(11件)				
42	短期入所の福祉型と比べて、医療型が極端に少ないのはなぜか。医療を必要とする方を優先すべきだと思うため、医療型をもっと増やしてほしい。	1	医療的ケアが必要な方がサービスを利用できる環境を整備し、安心して生活していただけるよう、取組を進めていきます。	A
43	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」のサービス見込み量について、精神病床で長期間入院されていた方が地域社会で生活するには住宅、障害年金など経済的な保障、医療機関や福祉サービスといった生活基盤の整備、地域での人とのつながり、また、診療、診察を受けながら就労支援も必要。地域社会でどのような生活を希望されているか、御本人の思いを聞き、共に考えていくことが必要である。	1	本市では、精神科病院及び地域の事業所の御尽力による地域移行支援に加え、「京都市精神障害者地域移行促進事業」において、入院患者御本人の希望もお聞きしながら、精神科病院、相談支援事業所、ピアサポーター等の協力を得て、精神科病院からの地域移行に向けた支援を行ってまいります。今後も継続して取り組んでいきます。	C
44	発達障害の方の多くはその障害症状から苦手なことや不得意がある一方で、高い能力があったり、関心のあることに集中して取り組める方もいるため、相談、支援にあたる中で御本人の長所にも注目してほしい。	1	発達障害者支援センターかがやきでは、引き続き発達障害のある方からの御相談等に対し丁寧に対応していきます。	C
45	ショートステイが足りず予約が取れない時がある。ショートステイを増やしてほしい。	1	平成30年度に創設された「日中サービス支援型グループホーム」ではショートステイの併設が義務化になっており、本市からの補助金を受けてグループホーム等を整備される場合は、ショートステイも合わせて整備していただくよう取り組んでいるところです。引き続き、ショートステイの拡充に向け取り組んでいきます。	C
46	グループホームや生活介護事業所が少ないので、増やしてほしい。	3	本市では、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームや生活介護事業所の創設を優先し、国の補助金を活用して補助しています。より多くの施設を整備できるよう国に働きかけていきます。	C
47	サービスの量と比較して相談支援の量が圧倒的に少ないが、サービスのプランはしっかり作られているのか。	1	障害福祉サービス等を利用される方は、相談支援専門員がサービス等利用計画案を作成する場合(以下「計画相談支援」と)、本人やそのご家族等が自らサービス利用に係る計画(以下「セルフプラン」)を作成される場合があります。障害福祉サービス等を利用されるすべての方が計画相談支援を利用されている状況ではありませんが、セルフプランを作成される方に対しては、必要に応じて京都市障害者地域生活支援センターが作成援助等を行ってまいります。一方、計画相談支援事業所の数が充足していない要因として、計画相談支援における障害福祉サービス報酬が低い基準になっているため、計画相談支援事業所の新規参入が進んでいないことが考えられます。これまで、すべての事業所において安定した運営が実施できるような報酬体系とするよう、国に対し要望してきたところですが、令和3年度の報酬改定において、計画相談支援に係る報酬が見直される予定とされていることから、この報酬改定に伴う影響を注視してまいります。	F

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
48	ほとんどのサービスは利用者数を増加と見込んでいるが、療養介護、自立生活援助、施設入所が横ばいであるのはなぜか。	1	療養介護及び施設入所については、施設の定員に限りがあることから、利用者数が増加しないものと考えています。	F
49	相談支援事業所が足りない。適切なサービスを計画できないことは本人にとって不幸。セルフプランが増えて結果的にサービス量が増えて財源を圧迫していないか。	1	セルフプランの方においても、支給決定機関である区役所・支所において、本人の状況やサービス利用の意向を把握し、必要に応じたサービス量を支給決定していますが、より本人のニーズに応じたサービス利用につなげるためには、計画相談支援による対応が重要であると考えています。今後とも、計画相談支援事業の実状を把握し、国への要望も含めて、相談支援体制の充実に取り組んでいきます。	F
50	重度心身障害者(医療的ケア児者を含む。)が利用できるグループホームやショートステイが不足しているので、もっと増やしてほしい。	1	京都府の実施する「医療的ケア児者等短期入所受入強化事業」を本市においても実施します。	F
⑦【第2期障害児福祉計画】障害児支援の提供体制の整備等(0件)				
⑧【第2期障害児福祉計画】サービス量の見込み(3件)				
51	「障害児相談支援」について、放デイの利用者数と、障害児相談支援の実績との差が、成人に比べると大きすぎるのが気になる。また、数値目標が低すぎないか。 障害児のサービスがフォーマル、インフォーマルと多様な状況で、計画相談を浸透させることが成人のサービスへのスムーズな移行=P10「重点目標4 切れ目のない相談や支援を充実します」にもつながるのではないか。	1	適正なサービス提供等の観点から、障害児相談支援の必要性を認識しています。 については、児童発達支援センターの地域との連携や相談支援等の機能の明確化など、障害児相談支援の適切な利用に資する取組の検討を行っています。	C
52	子どもの療育施設や放課後デイが足りない。手厚い支援をしてほしい。	1	放課後等デイサービスについては、平成24年度の制度創設以来、事業所の急増に伴い、地域偏在を解消するため、令和元年度から総量規制を実施しております。 子どもの療育施設や放課後等デイサービスについて、支援を必要とする方が必要な支援を受けられるよう、引き続き取り組んでいきます。	C
53	ほとんどのサービスは利用者数増加と見込んでいますが、障害児入所施設は減少となるのはなぜか。	1	障害児入所施設については、地域生活を推進する観点から、その必要量を増加ではなく、現状維持で見込んでいるところです。 令和2年度の実績見込みは計画値を超える数となっておりますが、18歳以上の入所者の地域移行の推進により、引き続き児童の受入枠の確保に努めます。	F
⑨【第6期障害児福祉計画・第2期障害児福祉計画】その他(9件)				
54	障害のある方の親亡き後の住まいづくりが進まない実情がある。また地域の理解も必要になってくる。力強く推進してほしい。	1	障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる体制が必要であると考えています。 現在、京都市では、京都市居住支援協議会(すこやか住宅ネット)において、国のセーフティネット住宅制度に先駆けて、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録制度等を実施するとともに、住宅確保要配慮者の入居に対する家主や不動産業者の不安を軽減するための取組を実施しています。 この取組について、障害のある方にも対象を拡大させるため、障害理解に向けた映像の作成や研修の実施等、不動産業者への周知啓発・バックアップ等を検討しており、順次実施していく予定です。 また、住まいづくりだけでなく、障害のある方を地域全体で支える体制づくりとして、地域生活支援拠点の機能の充実に引き続き取り組んでいきます。	B
55	障害児を受け入れる保育園が少なく、公立保育園が請け負ってきた。民間に移行することで、障害児の受け入れをしなくなる可能性がある。	1	本市では、保育園等に通っている障害のある子どもの約8割が民間保育園を利用しています。 市営・民間にかかわらず、引き続き、保育園(所)等における障害児受入促進の取組を進めてまいります。	C
56	工賃の金額を数値目標にするべき。	1	福祉的就労における本市の工賃の向上策については、市内福祉施設のほとはあと製品の普及や販路の拡大に努める「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」や庁内においては、市内福祉施設からの物品や役務の年間調達目標額を約3億円と設定するなど、工賃の向上等に努めています。 国の福祉サービス報酬についても平均工賃月額に応じて設定されているため、各施設において計画的に平均工賃が向上するよう努めていただくようお願いしてまいります。	E
57	数値的なことはわからない。	1	障害福祉計画及び障害児福祉計画については、これまでの利用実績の増減や利用状況等に基づき、見込み量を設定しています。	F

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
58	障害福祉サービスの見込量が増え、障害のある方が暮らしやすくなっていくことは良いことだが、京都市の財政は大丈夫か。	4	本市の危機的な財政状況の中ではありますが、市民の「いのち」と「健康」を守り、いきいきとした「暮らし」を支えるために真に必要な施策は引き続き実施します。 障害福祉サービスをはじめ、障害のある方や御家族の生活を支援するために必要不可欠な取組については、ほほえみプランに基づいて、しっかり取り組んでいきます。	F
59	京都市の重症心身障害児者の定義及び重症心身障害児認定基準を教えてください。	1	【定義】 重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態を重症心身障害といい、その状態にある子どもを重症心身障害児といいます。さらに、成人した重症心身障害児を含めて重症心身障害児(者)と呼びます。 ※本市独自の定義ではなく、全国共通の定義(「社会福祉法人全国重症心身障害児(者)を守る会HP」より抜粋) 【認定基準】 重症心身障害児の認定は、重症心身障害児施設への入所等、ケースの処遇を進めるにあたって必要がある場合に、その時点のケースの状態に応じて行う。重症心身障害児の該当範囲は、原則として「大島分類表の1～5」とします。	F

ウ) 共生社会の実現(施策一覧)について 78 件

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
①施策目標1ー啓発(6件)、相談支援(3件)、意思疎通支援・情報保障(6件)、手話(1件)				
60	「社会モデル」の意味が分からなかったため、脚注があれば助かる。	1	「社会モデル」とは『障害』は個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である」という考え方のことです。 本冊において、分かりやすいよう脚注を付けて周知と理解を図っていきます。	A
61	「啓発」のうち、「障害福祉を支える担い手等に対する啓発の促進」について 「担い手等」は具体的にどのような人を指すのか、一定列挙していただければわかりやすい。その中に「障害のある人の家族」への理解と支援の視点を盛り込んでほしい。	2	「障害福祉を支える担い手等に対する啓発の促進」における「担い手等」については、障害福祉サービス事業所等を指しています。 障害のある人の家族に対する障害への理解の啓発については、「1市民等に対する啓発・広報活動の推進」の中で取り組んでいきます。 また、障害のある人の家族に対する支援については、これまでからグループホームや生活介護事業所等の整備、研修会の実施や相談員の設置等により取り組んでいますが、御意見を踏まえ、「住まい・暮らし」に「家族への支援」を新たに項目に加え、取り組んでいきます。	A
62	「啓発」のうち「市民等に対する啓発・広報活動の推進」について、精神病床を退院し、精神障害の方が地域に戻り自宅や仕事、障害年金を含む経済的保障があっても、地域社会の人とのつながりがなければ精神疾患の悪化や社会的孤立におちいることにもなる。 診療、診察、必要なカウンセリングを受けるとともに、市民の方々への理解と啓発・広報活動が精神障害の方の地域とのつながりになる。精神障害の方の精神科デイケアの利用も地域社会との関わりの第一歩になる。	1	本市では、精神障害に係る正しい理解が進むよう、テーマや対象者を変えながら、各種講演会、研修、講座の開催やパンフレットの配布等の市民啓発活動に取り組んでいます。 今後も、市民の皆様の理解が進むよう、様々な機会を通して啓発活動に取り組んでいきます。	B
63	「啓発」のうち、「障害を理由とする差別の解消に向けた取組の推進」について 障害を理由とする差別はあってはならないことだが、障害者の方を雇用し、仕事に就いていただけた時、何ができるか、どんなことをして欲しいのかを考えていただける事業所が増えればと思う。	1	本市では、民間企業における障害や障害のある方への理解が深まるよう、企業向け講座を開催するなど、企業に向けた啓発の取組を実施しています。 また、一般就労を希望する障害のある方が自立し、生きがいをもって働くことができるよう、様々な支援策に取り組むとともに、障害のある方が企業等で働きがいをもって、戦力となり働き続けるため、障害のある方に適した業務切り出しや環境整備、意識啓発等も推進していきます。	B
64	女性障害者の複合差別への具体的な施策として、定期的な研修会の実施、女性障害者専用相談窓口の設置、女性障害当事者によるサポート(カウンセリング)の設置、京都SARA(京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター)との連携強化を新たに取り入れて明記してほしい。	1	障害のある女性への複合差別解消のため、関係機関とも連携し、効果的な啓発方法等について検討していきます。	A
65	共生社会の実現に向けて、地域と当事者の橋渡しとなる相談支援の強化が重要なポイントではないかと思う。しかしながら、現状の報酬体系では計画相談の立案とモニタリングの報酬だけで相談員1人の人件費を賄うことは難しく、ほとんどが赤字であると思われる。将来的な報酬体系の見直しを望む。	1	相談支援は、アセスメントにより障害のある方が抱える課題の解決や適切なサービス利用を図るため重要ですが、サービス報酬は全般的に低水準であると考えています。 これまで、安定した運営が実施できるような報酬体系とするよう、国に対し要望してきたところですが、令和3年度の報酬改定において、計画相談支援に係る報酬が見直される予定とされていることから、この報酬改定に伴う影響を注視していきます。	D

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
66	「ひきこもり支援」について、引きこもり支援チームに、発達障害者支援センターかがやきのような、アセスメントをとれる専門職の団体を加えてほしい。	1	本市のひきこもり支援においては、分野別の専門支援機関とも連携を図りながら取り組むこととしています。	B
67	「切れ目のない支援」について、発達障害の専門性が必要なケースが多いため「京都市版 個別支援ファイル」の活用を全面的に推し進めてほしい。このノートの必要性について、学校現場への強力な働きかけ、保護者への働きかけをお願いしたい。	1	個別支援ファイルについては、導入開始前に教育機関への説明を行っています。また、京都市発達障害者支援センターかがやきにおいて、保護者向けの活用説明会も実施しています。	C
68	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進」について、「ユニバーサルデザインの視点での読書環境の整備推進」ということでよいか。知的障害にもやさしい「LLブック」等の整備やバリアフリー、リソースルーム等の整備なども含むかと思う。	1	「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」における「視覚障害者等」とは、視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍（雑誌、新聞その他の刊行物を含む。）を読むことが困難な方々を示しています。御指摘いただきましたとおり、知的障害により、視覚による表現の認識に困難が生じている方々の読書環境の整備の推進も包括しており、それらの方々への取り組みについても、検討していきます。	C
69	ヒアリンググループの普及に取り組んでほしい。視覚障害者の情報保障だけでなく、聴覚障害者の情報保障にも力を入れてほしい。	1	ヒアリンググループの利用を促進するため、本市のヒアリンググループ設置施設におけるヒアリンググループマークの掲出、ホームページでの案内、啓発チラシの配布などに取り組んでいます。また、補聴器販売店に対し、啓発チラシの配布や補聴器購入者への説明など、ヒアリンググループの普及への協力を依頼しております。今後も、ヒアリンググループの普及をはじめ、聴覚障害のある人の情報保障に取り組んでいきます。	A
70	聴覚障害者や難聴者への情報保障について、ICTを進めていく必要がある。	1	聴覚障害者や難聴者へのICTを活用した情報保障については、京都府や（社福）京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、令和2年度から遠隔での情報保障（手話通訳、要約筆記）サービスを開始しました。引き続き、取組を進めていきます。	B
71	意思疎通支援事業の支援対象者に発達障害者が含まれている。ヘルパー派遣ではなじまない支援内容もあるので、支援者の養成講座を実施してほしい。	1	特定の対象者向け講座を新たに設けることは難しいですが、本市の発達障害者支援センターかがやきでは、市民の皆様幅広く受講いただける発達障害に関する公開講座や研修会を開催しておりますので、御活用ください。	C
72	「意思疎通支援・情報保障」について、発達障害者や、知的障害、障害児全般に対する支援として、ファシリテーション・シヨングラフィックの技術を使って、情報保障を行ってはどうか。自立支援協議会のアドバイザーにも取り入れてほしい。	1	御意見を踏まえ、障害のある方への情報保障について、引き続き検討していきます。なお、京都市障害者地域自立支援協議会におけるアドバイザーは、支援会議等における課題解決や事例検討に際し、必要な助言、評価及び情報提供等を行う役割を担っており、同制度の趣旨を踏まえると、ファシリテーション・シヨングラフィックのみではアドバイザーとして位置付けることは困難です。	C
73	新型コロナウイルスについて、障害特性によりマスクがつけられない人への配慮をすることは大切だと思うが、聴覚障害者については、手話通訳者が手配されずにコロナの中で配慮が後退している。手話通訳者が活動できる環境を整えることも加えてほしい。	1	コロナ禍においても、手話通訳者の安全を確保しつつ、聴覚障害のある方への情報保障を行うため、先般、京都府や（社福）京都聴覚言語障害者福祉協会と連携し、遠隔での手話通訳及び要約筆記サービスを開始しました。引き続き、当事者と意思疎通支援者の双方に配慮し、取組を進めていきます。	B
74	分かりやすくカラーリングされているので、読みやすい。	1	今後も引き続き、市民の皆様によりわかりやすい情報発信に努めていきます。	F
②施策目標2ー福祉サービス(10件)、住まい・暮らし(3件)、地域交流(3件)				
75	「感染症等の新たな課題に対する支援」が「福祉サービス」、「健康・医療」の項目の中にあるのは違和感がある。啓発の項目が必要ではないか。	1	「感染症等の新たな課題に対する支援」については、これまでに経験したことのない状況等においても障害のある方への支援を継続することが重要であるため、「福祉サービス」、「健康・医療」の項目に掲げています。「啓発」の項目に新たに追加はいたしません。また、「市民等に対する啓発・広報活動の推進」に当然に含まれるものと考えています。	B
76	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、視覚障害者の方の外出時、買い物の際レジ前で並んだり、銀行でATMの前で並ぶ際にソーシャルディスタンスにより間隔をあけることは聞いていても、見えないために距離感がつかめないなど苦労されていると思う。声かけや点字盤の用意も必要だが、まずは視覚障害者の方の要望、視覚障害者団体からの意見を聞いてみるのもよいのではないか。	1	本市においては、例年、（公財）京都府視覚障害者協会と要望懇談会を開催しているほか、啓発イベント等の様々な機会を捉え、当事者や関係者との意見交換を行っております。今回いただいた御意見についても、これらの場面を活用し、対応していきます。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
77	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、コロナ禍にあり、職員や利用者等に陽性者が出現すると、事業所全体のサービスが停止となる厳しい状況に直面した。重度障害者の生活支援や、GHなどの居住支援はサービスがストップしたり閉所になると生活そのものが立ち行かなくなる。そのような場合には、臨時のスタッフを派遣して支援が継続できるようにしてほしい。	1	利用者や事業所の職員等が新型コロナウイルス感染症に感染する、又は濃厚接触者に特定され、自宅療養が必要な場合、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービスを継続的に実施していくことは重要であると認識しています。 また、障害福祉サービスの利用者への必要な支援が滞ることがないよう、相談支援事業所等が利用者個々の状況に応じて、必要なサービス調整をされることとなりますが、今後とも、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの提供対応について、関係機関等の御意見も参考にしていきます。	C
78	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、GHなどでコロナの疑いありとなった場合、検査結果がでるまでGHで待機するしかなかった。そのような場合はホーム全体が濃厚接触者となる。一時避難的に待機する場を確保してほしい。	1	本市が場所を確保するのは難しいですが、事業者が別の場所で支援した場合の基本報酬の算定が可能とされています。また、通常では想定されないいかり増し経費については、本市補助の対象となります。	F
79	「障害福祉サービス等の量等の充実」及び「感染症等の新たな課題に対する支援」について学校や生活介護が休みになることがあるが、それに対応した障害福祉サービス(居宅介護、移動支援)量の充実が行われていない。	1	新型コロナウイルス感染症により、学校や通所先等が一時的に休みになる場合等、御利用者の個々の事情に応じて、必要かつ適切な支援が提供できるように努めていきます。	F
80	地域生活支援センターはいつも人手が足りていないため、親元から独立して一人暮らしするときのサポートを充実させてほしい。	1	施設等から地域で一人暮らしに移行した方については、一般相談支援事業所が常時連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に相談やそのほか必要な支援を行う「地域定着支援」を利用することができます。 なお、京都市障害者地域生活支援センターにおいては、身近な地域での相談支援体制の充実のために重要な役割を果たしており引き続き、地域における総合的な相談支援を担う機関として、障害のある方とその御家族の地域生活の支援を進めていきます。	B
81	京都府眼科医会、視覚障害者当事者団体・支援団体等では、4年前に「京都ロービジョンネットワーク」を立ち上げ、病気等で見えなくなった、見えにくくなった患者をスムーズに福祉サービスの利用につなげていけるよう医療と福祉の連携に取り組んでいる。この取組は、肢体障害者等他の障害分野にも広げていけるモデル的な取組にもなると考えられるため、新たに追加し、病気等によって障害者となった患者が円滑・適切に福祉サービスを利用できるよう、医療と福祉のネットワークづくりに取り組む、又は支援していくことを掲げてほしい。	1	「医療から福祉への円滑な移行を促進するための仕組みづくり」については、「健康・医療」の項目の、「20障害の要因となる疾病の早期発見・早期支援」の中で取り組んでいきます。	B
82	発達障害者にとって福祉サービス利用申請書類がわかりにくい、重複した内容を省いたり、サービスアクセスまでに困難があるので書類をわかりやすいものに簡素化してほしい。	1	申請受付窓口において、障害特性に応じた丁寧な対応を行っています。	C
83	京都市では生活介護事業所等に対する補助制度として「重度障害者等利用事業所支援事業補助金」を設けており、重度障害者等を受け入れている事業所にとって、受入体制の整備や処遇水準の向上に大きな役割を果たしているため、今後も同制度が維持できるよう、「2」の項に新たに追加し、重度障害者等の地域生活を守ることができるよう、重度障害者等の受入れや処遇水準の向上に取り組む事業所を積極的に支援することを掲げてほしい。	1	重度障害のある方にサービスを提供する事業所に対する処遇水準の向上については、まずは国の責任において行うべきものと考えていますので、国に対して引き続き要望を行っていきます。	D
84	「地域での住まいの確保と住環境整備」について、ほぼえみ賃貸住宅が障害者に対応していない。	1	京都市では、京都市居住支援協議会(以下「すこやか住宅ネット」)において、国のセーフティネット住宅制度に先駆けて、高齢であることを理由に入居を拒まない「すこやか賃貸住宅」の登録制度等を実施するとともに、住宅確保要配慮者の入居に対する家主や不動産業者の不安を軽減するための取組を実施しています。 家主や不動産会社と家賃債務保証会社との提携については、民間で任意で行われているものですが、国土交通省には家賃債務保証会社の登録制度があることから、すこやか住宅ネットでは当該会社を不動産会社に周知する等に取り組んでいます。 また、障害理解に向けた研修動画の作成等、不動産業者への周知啓発・バックアップ等を順次実施しています。 また、すこやか住宅ネットでは、不動産会社や区役所生活福祉課等に対する居住支援法人の周知についても、取り組んでいます。	C
85	「住み慣れた地域での生活を支える支援体制の充実」について、障害福祉サービスの地域定着支援では生計を立てられない。事業者視点での検討も必要である。	1	引き続き、サービス内容に見合った障害福祉サービス等報酬になるよう、国に要望していきます。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
86	子どもを介護していくことに将来の不安を感じる。グループホームや生活介護をもっと気軽に利用できて、少しずつ親の手を離れていけるような仕組みを作ってほしい。	1	地域生活への移行や親元からの一人暮らしに向け、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホーム等の設置を促進するため、国等の整備補助の活用による整備費用の負担軽減を行っております。	F
87	地域的なサービスの偏りを補えるよう、事業所への送迎を充実してほしい。	1	重度障害のある方等への送迎加算の充実については、国に対して要望を行っています。なお、本市の厳しい財政状況の中では、本市独自に施策を実施することは困難です。	E
88	施策目標2「ニーズに応じた福祉サービス等の提供体制の確保、ボランティアや事業所等の支える担い手の育成、ソーシャルビジネスの活用等…」について、ボランティアは重要だが、責任や支援の継続性に課題がある。支援の専門職が配置される「事業所」の記載が先ではないか。	3	ボランティアと事業所それぞれ重要な役割を担っていただいております。どちらが優先するものではなく、並列に表記していますので、御理解いただきますようお願いいたします。	E
③施策目標3—健康・医療(6件)、こころの健康(3件)、難病支援(1件)、ユニバーサルデザイン(5件)、災害対策(8件)、権利擁護(1件)				
89	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、「新型コロナウイルス感染症をはじめ、これまでに経験したことのない状況等が発生した場合においても、障害福祉サービス事業所等が継続的にサービスが提供できる対策や支援に取り組むとともに、新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるよう、障害や障害のある人とその家族への理解のための啓発に取り組めます。」に修正してほしい。	1	御意見を踏まえ、「新しい生活スタイルの下、障害のある人とその家族が安心して生活できるように修正します。「障害や障害のある人への理解」については、障害特性によりマスクをつけられない等、新しい生活スタイルの実践が難しいことに対する理解に向けた取組を進めることとしているため、プランに追記いたしません。障害のある人も新しい生活スタイルの下、安心して生活できるように取組を進めていきます。	A
90	障害のためにマスクをつけられなくても、デパートや飲食店を利用できるように配慮や理解をしてもらえるよう、働きかけてほしい。	1	障害特性によってマスクが着けられない人がいることなどについて、本市ホームページや市民しんぶんに掲載し、理解や配慮を促す取組を行っています。今後も障害や障害のある人への理解が深まるよう啓発に取り組んでいきます。	F
91	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、前提として、一人暮らしの重度障害者は、ヘルパー支援がないと生きることができない。最終的に生活の基盤守る資源(一人暮らし重度障害者を支援している居宅事業所やグループホーム世話人など)が大きな責任を負わされている。 ①ヘルパー事業所がコロナ感染で支援に入れなくなったり、他のヘルパー事業所でも調整できなくなったりときに、緊急ショートやレスパイト入院を優先して利用できるようにしてほしい。 ②利用者本人が濃厚接触やコロナ陽性になり、ヘルパー事業所が支援を拒否した場合、優先して入院。入院ができない場合に備えては、例えばバリエーション推進センターなどの資源を利用した宿泊設備の確保。直接の支援者の確保については、施設協議会や生活介護連絡協議会、居宅連絡協議会などに呼びかけて、人員を事前登録して支援者を派遣するようなシステムを構築してほしい。	1	利用者や事業所の職員等が新型コロナウイルス感染症に感染する、又は濃厚接触者に特定され、自宅療養が必要な場合、十分な感染防止対策を前提として、利用者に対して必要な障害福祉サービスを継続的に実施していくことは重要であると認識しています。今後とも、新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービスの提供については、関係機関等の御意見も参考にさせていただきます。なお、緊急ショートステイについては、利用の緊急性を踏まえた対応を行っていますが、標準的な利用期間を1週間以内としているため、長期の利用をいただくことは想定していません。	F
92	「健康・医療」のうち、「障害に対する適切な保健医療体制の充実」について、医療的ケアのニーズも高まる中、障害のある人の医療を専門的に行うセンター的な機能をもつ拠点の設置を切望する。また、地域の様々な医療機関が障害理解を深め、より積極的に障害のある市民の医療を担うことを期待する。	3	医療的ケア児等の支援について、本市の厳しい財政状況下において、拠点の新設は難しいですが、総合的に調整する役割を担う人材を育成することを目的に、京都府との共催により、医療的ケア児等コーディネーター養成研修を毎年度実施しています。重症心身障害児や医療的ケアを必要とする児童への支援の充実に取り組んでいるところですが、引き続き、地域全体の支援に関する課題と対応策の検討を進めていくとともに、医療的ケアを必要とする児童や重症心身障害児が安心してサービスが受けられるよう、取組を進めます。	F
93	「こころの健康」のうち、「こころの病に対する理解の促進と正しい知識の普及啓発」について、現在、2人に1人の方が一生のうちで何らかの心の不調におちいる時代で、精神疾患や精神障害は人ごとではなく、身近な物に感じる。多くの市民の方々に関心を持ち理解を深めてほしい。	2	本市では、精神障害に係る正しい理解が進むよう、テーマや対象者を変えながら、各種講演会、研修、講座の開催やパンフレットの配布等の市民啓発活動に取り組んでいます。今後も、市民の皆様の理解が進むよう、様々な機会を通して啓発活動に取り組んでいきます。	B

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
94	「こころの健康」のうち、「医療や相談支援体制の充実」について 精神障害者の方は長期間続いた入院生活から地域社会で生活するようになると、生活の変化や初めてのことの連続で体調を崩されたり、疲れてしまうことがある。医療や相談支援体制の充実が必要であり、仕事に就かれている方は無理せず、体調にあわせて、短い期間や休憩をとりながら行うことが大事である。	1	相談支援としては、こころの健康増進センターにおいてお受けしているほか、各区役所・支所においても、「精神保健福祉相談」（精神科嘱託医と精神保健福祉相談員等による相談）をはじめるところです。引き続き、相談支援体制をしっかりと運用していきます。	B
95	「難病支援」について、ALS（筋萎縮性側索硬化症）方の思いや気持ちをお聞きすることで難病に対する理解を進められたらいいと考える。	1	本市では、各種講演会、研修の開催、情報の発信等を行い、難病に対する理解の促進に取り組んでいるところです。 当事者や家族等の思いや気持ちを聞く機会も理解の促進につながるかと考えており、今後とも多くの市民の皆様の理解が進むよう事業に取り組んでいきます。	C
96	ユニバーサルデザインについてもっと知りたい。	1	今後も、みやこユニバーサルデザインの普及・推進のため、情報発信や啓発に取り組んでまいります。	B
97	「ユニバーサルデザイン」について、障害のある人の社会参加の視点から、バリアフリートイレに、オムツ交換等に使用できる大人用のベッドの設置を、まずは公的な機関や公共交通機関からでも設置を推進してほしい。	3	障害のある人の社会参加を促進するに当たり、多機能トイレの整備やマナー啓発が重要であると認識しております。本市では、市役所の新庁舎整備において、本庁舎及び分庁舎に、大人の方も使用できるユニバーサルシートを備えた多機能トイレを設置しているほか、一部の地下鉄駅や区役所・支所にもユニバーサルシートを設置しています。 また、マナー啓発等のため、平成31年度から、市が所管する多機能トイレにおいて、備えている機能をマークで表示するとともに、「一般トイレを利用できる方は、一般トイレを御利用ください。」等の表示をしています。	B
98	「ユニバーサルデザインに対する理解促進及び普及」、「人にやさしいまちづくりの推進」、「こころのバリアフリーの普及」について、発達障害の方が就労され、仕事をする時、どうすれば仕事を進められるか、同僚など周りにいる職場の方々と良好な人間関係ができるか、一工夫していただきたい。また、発達障害の方を雇用する時、その方の障害に応じて時間を決めるなど、段取り表を渡すなどの配慮が必要である。	1	本市では、これまでから、大学生の発達障害のある方が戦力となって働くために、企業の雇用事例や職場改善等について学ぶワークショップや、企業と発達障害のある大学生との個別意見交換会を開催するなど、発達障害のある方についての企業側の理解促進や当事者の「働くイメージ」の具体化に努めてきました。今後とも様々な支援策に取り組んでいきます。	C
99	「災害対策」について、2020年の九州豪雨災害は、コロナもあり、外部の支援も入ることができなくなり、障害のある方の支援がより厳しい状況になった。災害支援団体が支援を届けようとしたが、被災地と外部と中継できるような拠点がなく、支援が十分に届けられなかった。この状況から、東部自立支援協議会災害部会では、外部の支援団体との連携の仕組みをモデル的に作ることにした。災害やコロナの中、外部の団体に、どのように福祉事業所の状況を伝え、物資の提供や必要な支援を受けるのか、その情報伝達のマニュアル作成にも取り組み始めている。全市的に使えるようなものにするための助言を含めて行政に協力してほしい。	1	まずは東部地域自立支援協議会における災害時支援等に関する取組を全市で共有を図るためにも、京都市障害者自立支援協議会等の場を活用する等により、御紹介いただければと考えています。	C
100	「見守り活動促進事業」に関しては実態がほとんどつかめず、登録しているものも不安を隠せない。より実効性のあるものにしてほしい。	1	本市では、支援が必要な一人暮らしの高齢者や障害のある方などに対し、緊急時の迅速な対応等にもつながる日常的な見守り体制の充実を図っていく仕組みとして、「地域における見守り活動促進事業」を実施しています。 この制度は日頃の地域の助け合いを進めていくことを目的に実施しているもので、対象者と日頃から接する機会の多い地域の関係機関等に対して協力依頼を行って実施しておりますが、見守り活動を希望される方自身も、普段から周囲の方と積極的にコミュニケーションを取るよう心掛けていただきたいと思いますと考えております。より実効性のある制度となるよう、引き続き、関係団体等と連携し、より効率的・効果的な事業周知等に取り組んでいきます。	C
101	福祉避難所に関して、現在被災から3日後の開設を想定されているが、実際は当日から開設する必要が生じるため、柔軟な基準に見直してほしい。	1	本市では、市内の社会福祉施設等を福祉避難所として活用することとしております。 福祉避難所は、施設の被災状況等を把握した上で開設する必要があることから、被災後、開設まで一定の時間は要するものと認識していますが、必要な手順を速やかに進め、受入体制が整った施設から順次福祉避難所を開設することができるよう、取り組んでいきます。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
102	災害があったときの避難のことが心配。個別避難計画を早急に全体に広げて、安心して暮らせるようにしてほしい。	1	本市では、災害時に自力で避難することが困難な重度障害がある方に、避難手順等を定めた個人別の支援計画である個別避難計画の作成に取り組む事業を令和元年度から、障害支援区分6の単身者を対象として、伏見区役所及び深草支所管内においてモデル事業として実施しています。計画作成に当たっては、対象となる方や日頃、支援に関わる事業者等と面談等を行い、障害特性等を踏まえながら取り組んでおり、その中で挙がってきた課題を検証し、今後の事業展開に活かすこととしています。	C
103	福祉避難所や一般避難所での生活がどうなるのか想像できないことが不安につながるため、見える化してほしい。	1	一般避難所については、「京都市避難所運営マニュアル」の基本方針に「要配慮者にも優しい避難所づくり」を掲げ、これを基に作成している避難所ごとの「運営マニュアル」において、一般避難所において配慮すべきことや、福祉避難所への避難の流れを記載しています。引き続き、避難所運営訓練の実施等を通じて、可視化に努めていきます。また、福祉避難所については、運営に必要な情報を取りまとめた「福祉避難所運営ガイドライン」を公表しているほか、京都市政出前トークによる制度説明等を実施しています。引き続き、福祉避難所の理解が進むよう取り組んでいきます。	C
104	重度の行動障害のある方が陽性となった時に、入院や施設での療養を拒否されることがあった。障害ゆえに一般の病院や療養施設で治療を受けることが難しい方のために特別なニーズのある方用の治療施設を京都市で確保してもらえると非常に助かる。(災害時の福祉避難所のようなイメージ)	1	重度の行動障害のある方用の治療施設の設置予定はありません。障害のある方もない方も、どの医療機関でも平等に医療を受けられる体制の整備が必要であると考えています。	E
105	個々の避難に関しては「個別避難計画」の作成が重要になってくる。早期に全市的に予算化することや、計画作成に関する指針を確立してほしい。	1	本市では、災害時に自力で避難することが困難な重度障害がある方に、避難手順等を定めた個人別の支援計画である個別避難計画の作成に取り組む事業を令和元年度から、障害支援区分6の単身者を対象として、伏見区役所及び深草支所管内においてモデル事業として実施しています。令和3年度以降についても、特に支援が必要と想定される障害支援区分6の重度障害者のうち単身者を対象に、順次、実施区域を拡大する予定です。なお、国において令和3年度に個別避難計画の策定に関するモデル事業を行い、効率的な作成プロセスの確立を目指すこととされており、本市として同プロセスを十分参考にして取り組んでいきます。	F
106	コロナの中でも、福祉事業所はいつもと変わらず頑張っていたが、感謝する。これからも福祉事業所の支援をお願いする。	1	引き続き、事業所が必要なサービスを継続できるよう支援していきます。	F
107	「成年後見制度の利用等の推進」と記載されているが、成年後見制度は法的能力を制限する制度であり、障害者権利条例の審査においても権利委員会から指摘があるところである。実際に、本人の権利を奪う制度や運用で問題になっており、権利擁護の施策として推進するべきではないため、削除すること。	1	本市では、高齢化などの進展に伴い、認知症高齢者及び障害のある方の意思決定支援の重要性がさらに高まる中、判断能力が不十分であっても、尊厳が損なわれることなく、その人らしく暮らし続けていくことを支援する成年後見制度は、ますます重要な役割を果たしていくと考えており、判断能力が不十分な方の権利の行使を支援する同制度の利用促進に向けて更に取り組んでいきます。	E
④施策目標4－社会参加(0件)、文化・スポーツ(0件)、就労(9件)				
108	就労中に障害福祉サービスを受けられないことが、障害者の社会参加を阻んでいると思う。制度を見直すように国に働きかけるか、京都市で独自に制度をつくってほしい。	1	令和2年10月から、国において「雇用施策との連携における重度障害者等就労支援特別事業」が創設されていることから、本市においても取組を進めていきます。	A
109	一般企業で障害者が働きやすくなるように、企業にもっと働きかけてほしい。	1	「京都市障害者就労支援推進会議」や「障害者就労支援プロモート事業」を中心に、障害者就労支援を着実に進めていきます。	B
110	福祉的就労の底上げについては、コロナ禍の影響が大きく各就労系事業所では仕事の確保に苦労しており、「優先調達推進法」の更なる運用や、「京都ほっとはあとセンター」への予算強化等によるサポートの拡充が必要である。	2	本市では、市役所の各部署における福祉施設からの物品等の調達を全庁で約3億円の目標額の達成に向けて取り組んでおります。また「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」や「京都ほっとはあとセンター」への府市協働による補助事業等を通じ、授産製品の販路拡大、商品開発、市民の理解促進等を目的とする事業に取り組んでいます。引き続き、福祉施設で働く障害のある方の更なる工賃(賃金)の向上を目指すべく、様々な支援策に取り組んでまいります。	C
111	障害施設に業務を依頼することは、社会貢献になってよいと思うが、一般の企業と比べて、費用がかかる。障害施設も、経営努力をお願いしたい。もしくは、障害施設に業務を依頼すれば税制上の優遇が受けられるなどあれば、中小にとっても、力になれることがあるのではないと思う。	1	福祉施設は、障害のある方が支援員の支援を受けながら、業務を行っています。このため、企業の生産効率と一概に比較できないところがあると御理解いただきたいと思います。一方で、国の福祉サービスの報酬についても、平均工賃、月額に応じて向上するため、安定的な運営を行うためにも、施設側が経営努力する必要があります。税制については、関係局と連携していきます。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
112	福祉的就労の底上げについて、農福連携や伝福連携など取り組まれており、双方にとってよい効果があるのかと思う。もっと障害者の工賃を向上させるために、今流行りのコンテンツ産業との連携などもしてはどうか。福祉に興味のない人にも発信できるものを考えていくべき。	1	コンテンツ産業等を得意とする障害特性を生かせるよう、引き続き、職域拡大に努めていきます。	B
113	障害のある方の工賃が低いとよく聞く。ときどき、障害のある方が作ったお菓子などを購入するが、もっと売れたいのと思う。限られたところでしか売っていないため、大学の売店とか、近くのコンビニとかでも売っていたらよいと思う。少し高いが、うまく宣伝すれば買ってくれる人はいる。販路を拡大し、いろんな人に知ってもらうことで、障害のある人の工賃が上ればウィンウィンだと思う。	1	本市では、「はあと・フレンズ・プロジェクト推進事業」を中心に、企業等と連携した授産製品の販路拡大、商品開発等に取り組んでいます。 引き続き、福祉施設で働く障害のある方の更なる工賃（賃金）の向上を目指すべく、様々な支援策に取り組んでいきます。	C
114	工賃のアップのためには、大規模な事業の共同受注などもっと働きかけてはどうか。例えば京都マラソンの参加賞などを障害者施設で受注すればかなりの収入になるのではないかな。	1	本市では、工賃向上のため、市役所の各部署における障害者福祉施設からの物品等の調達促進に取り組んでいます。 引き続き、全庁を挙げての障害者福祉施設等からの物品等の調達の促進に取り組んでいきます。	C
115	一般就労に向けては通勤の問題が大きく、特に重度障害者は、通勤のサービスが利用できないことは（重度訪問介護が適用されない）死活問題であり柔軟な対応が必要である。	1	本市においては、国に対して他の政令指定都市とともに、重度障害のある方が生きがいを持てるよう、重度訪問介護の運用緩和を図り、雇用機会の創出と継続的に就労するための支援体制を整えるべきとの要望を行ってきたところです。 なお、国において、「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」が実施されていることから、本市においても取組を進めていきます。	F
⑤施策目標5－早期発見・早期支援(1件)、特性や状況に応じた支援の提供(2件)、相談・支援・連携体制の強化(1件)、一人一人のニーズに応じた教育の推進(4件)				
116	インクルーシブ教育についての言及がない。障害のある子とない子を分けて育てる「特別支援教育」は共に育つ、共に学ぶ「インクルーシブ教育」とは逆の方向である。共生社会の実現にはインクルーシブ教育こそ必要。障害のある子とない子が同じ教室で学ぶ。「どうしたらそれが可能か」という視点を持ってほしい。 いろいろな子どもたちがまじりあって育ち、学び、遊び、暮らす学校が、効率が悪いかもしれないけれど、障害のない子たちにとっても居心地のいい空間になると思う。「インクルーシブ教育」は障害のある子の問題ではなく、障害のない子にとっても、ありうべき教育環境だと思えます。世界の流れをうけて、京都を「インクルーシブ教育」の推進地としてほしい。	2	本市では、障害の有無に関わらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しております。 総合支援学校、小・中学校育成学級、小・中学校の普通学級に在籍しながら指導を受ける通級指導教室など多様な学びの場を確保し、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じて、きめ細かな教育を進めています。 子どもたちの就学先については、一人一人の教育的ニーズに最も合ったよりよい就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者等による「京都市就学支援委員会」を設置し、そこでの審議結果を基に、子どもや保護者の願いを丁寧に関き取りながら、保護者と地域の学校の校長が十分に話し合いながら決定していきます。 また、学びの支援をする体制として、普通学級に在籍するLD等の発達障害や肢体不自由等の子どもたちを対象に学校・園の管理職や学級担任の指揮・指導の下での学習指導の補助、校内の移動介助等を行う総合育成支援員や、学校で児童生徒の医療的ケアを行う看護師等の人員配置の充実、施設設備の調整等の学習環境の整備も進めるなど、一人一人の可能性を最大限に引き出し、それぞれの学校で、児童生徒の障害の程度等に応じた、きめ細やかな指導を展開するとともに、どの児童生徒にとってもわかりやすい授業づくりや、過ごしやすい学校・学級づくりを行っています。 さらには、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが、学校行事や教科学習において共に活動することを通じて、社会性や豊かな人間性を育み、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ「交流及び共同学習」を推進しており、地域の学校の児童生徒同士だけでなく、周辺地域の方々との交流等も行っていきます。 今後とも、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」という本市教育理念のもと、障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた教育を推進してまいります。	B
117	「相談・支援・連携体制の強化」について、3月初めの卒業後の日中の過ごし方に困っている家庭が多い。ケースによっては、成人のサービスと一緒に放課後等デイのサービスも併用して、移行期を計画しなければいけない利用者もいるため、そういった個別事情についてしっかり検討した上で、場合によっては児童サービスと成人サービスの併用を期間限定で認めてもらえるように弾力的に制度運用してほしい。	1	制度上、放課後等デイサービスと生活介護等の併用は認められていないことから、現時点での実施は困難と考えます。一方、円滑な成人サービスへの移行は重要な課題であることから、必要な取組について検討していきます。	C
118	「身近な地域で支援等を利用しやすい仕組みづくりの推進」について、それぞれの施設が情報共有・協議できるネットワークが必要。コロナ禍の下、特にそういったシステムの重要性が増したのではないかな。	1	身近な地域での支援の提供は重要な課題と考えており、引き続き、自立支援協議会等の場を通じて、必要な情報共有や地域における課題の解消に取り組んでいきます。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
119	医療的ケア児の就学の選択肢を広げるため各学校への看護師の配置をスムーズにできる仕組みや取組が必要である。	1	医療的ケアを必要とする子どもの増加や就学の選択肢の多様化などを踏まえ、必要な学校への看護師の配置や配置後の指導・支援等、医療的ケア実施体制の整備に取り組んでおり、今後ともより一層の充実に努めていきます。	B
120	「重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討」について、幼少期などの夜間の見守り支援についても、看護職が支援に入れるような仕組みを行ってほしい。	1	24時間看護が必要な児童については、保護者が睡眠時間を確保することも難しい場合があるなど、重要な課題であると認識しております。児童のみならず、保護者のレスパイトの観点からも必要な取組を検討してまいります。	C
121	「重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討」について、総合病院勤務等の看護師のダブルワークなどの利用や、看護師バンクの創設などできないか。	1	重症心身障害児・医療的ケア児への支援における看護職員の重要性については認識しています。ついでに、福祉サービス事業所における看護職員の確保に資する取組について研究していきます。	C
122	「重症心身障害児・医療的ケア児への支援の仕組みづくりの検討」について、訪問介護制度の弾力的な運用を認めてほしい。場所を自宅と限らず、放課後等デイや、近所のサロン、場合によっては保育所・幼稚園・学校・塾などでの支援を認めてもらえるような特例を設けてほしい。	1	障害のある児童への居宅介護については、国において、保護者が不在の間の利用や居宅以外の場所での利用は不可とされていることから、本市独自で認めることは困難です。なお、保護者が不在の間の介護や見守りのニーズに合ったサービスがないことから、新たなサービス類型の創設等を検討するよう国に要望しています。	E
⑥全体(5件)				
123	「重点目標1」において、発達障害が未だに3障害の「はざま」の問題として取り上げられていることに違和感を感じる。	1	御意見を踏まえ、重点目標1の記載を修正します。	A
124	誰もが突然障害者になるかもしれない。障害者や社会の中で生きづらさを持っている人が普通に生活できるよう配慮してほしい。	1	障害のある人が安心して生活できるよう環境整備に取り組むとともに、障害や障害のある人への理解を深め、配慮が進むよう啓発に取り組んでいきます。	B
125	発達障害が目目され、あの発達障害だったかもとあとで思うこともある。その時は、ちょっとやりにくい人、理解が遅い人、と思っていたが、もっと周囲の理解や知識があれば、発達障害がある人も周りもやりやすかったらと思う。発達障害に関する周知をもっとやって、みんなが理解をしていけるような施策が必要である。	1	京都市発達障害者支援センターかがやきにおいて、発達障害に関する啓発のための公開講座等を行っています。また、京都市発達障害者支援センターかがやき及び本市のホームページにおいて、発達障害に関するガイドブック「発達障害ってなんだろう」を掲示しています。	C
126	たくさんのことに取り組んでいただき、ありがとうございます。	2	市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めていきます。	F

エ)わかりやすい版について

14 件

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
127	女性障害者の複合差別の具体的な施策を明記してほしい。	1	障害のある女性について、複合的に困難な状況に置かれている場合があることについて社会的理解が深まるよう啓発に取り組むとともに、様々な施策を行うに当たり、複合差別解消の視点をもって取り組んでまいります。	A
128	簡単なことばで書かれていて、読みやすいが、このプランの内容が本当に伝わっているのかが疑問である。「もっとよくなります」が多く、具体的になにがどうよくなるのかわからない。具体的かつ簡単に説明するのが本来のわかりやすい版ではないか。	1	知的障害のある人、外国人、高齢者や子どもなど、より多くの人へのわかりやすい情報提供のため、冊子「わかりやすい印刷物のづくり方」を作成し、市職員が率先して取り組むこととしています。「わかりやすい版」は、本プランの内容を平易な言葉に言い換えるとともに、漢字にルビをふり、イラストを併用することで、知的障害のある方や外国の方にも情報をわかりやすく提供するものとして作成しています。ほほえみプラン本体の策定においても、具体的な内容をわかりやすく記載することに努めておりますので、御理解いただきますようお願いいたします。	C
129	わかりやすい版というのを初めて見た。	1	「わかりやすい版」は、本プランの内容を平易な言葉に言い換えるとともに、漢字にルビをふり、イラストを併用することで、知的障害のある方や外国の方にも情報をわかりやすく提供するものとして作成しています。	F
130	読みやすく、理解しやすくできている。わかりやすい版のような冊子を区役所の窓口などにも冊子を増やしてほしい。	5	知的障害のある人、外国人、高齢者や子どもなど、より多くの人へのわかりやすい情報提供のため、冊子「わかりやすい印刷物のづくり方」を作成し、市職員が率先して取り組むこととしています。今後ともわかりやすい情報提供の取組を推進してまいります。	F

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
131	難聴の人にスムーズに情報が伝わるよう、ヒアリンググループの周知、設置の普及を進めてほしい。	1	ヒアリンググループの利用を促進するため、本市のヒアリンググループ設置施設におけるヒアリンググループマークの掲出、ホームページでの案内、啓発チラシの配布などに取り組んでいます。また、補聴器販売店に対し、啓発チラシの配布や補聴器購入者への説明など、ヒアリンググループの普及への協力を依頼しております。今後も、ヒアリンググループの普及をはじめ、聴覚障害のある人の情報保障に取り組んでまいります。	B
132	「①障害のある人にわかりやすく情報を伝えたり、障害についての正しい知識を市民に広めたりして、障害のある人が暮らしやすいまちをつくります。」のうち、「みなさんが情報を集めやすくする取組をもっと進めます。」について新型コロナウイルス感染症対策を含めた様々な問題で、特に視覚障害、聴覚障害者の方は情報の遅れがあると思う。情報を目に見える物や音声でわかるものにする工夫が必要である。	1	本市では、この間、新型コロナウイルス感染症に関連した手話講座(字幕付き)による情報発信や点字郵送物の発送等を行っており、今後もこれらの取組を継続してまいります。	C
133	障害のある人にこんなうれしいことはない。	1	市民の皆様の御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めてまいります。	F
134	「③障害のある人が安心して安全に暮らすことができるようにします。」のうち、「難病の人や家族の人の暮らしを手助けします。」について、一般企業への就労を希望するのは障害者の方だけでなく難病患者の方も多くいることと思う。御本人の意向や希望を知ることが必要である。通勤の際のガイドヘルパーの利用はできなくても、職場での支援や設備投資の助成はできると思う。	1	令和2年10月から、国において「雇用施策との連携における重度障害者等就労支援特別事業」が創設されていることから、本市においても取組を進めていきます。	A
135	「③障害のある人が安心して安全に暮らすことができるようにします。」のうち、「こころの病気の人や家族の人の暮らしを手助けします。」について、精神障害者の方や精神疾患を抱える方は治療、診察などを受けながら地域で暮らし、仕事をされている方もいる。あいさつや声かけから関係をつくるのが大切だが、精神障害、精神疾患に関心を持ち、知ることが一番だと思う。	1	本市では、精神障害に係る正しい理解が進むよう、テーマや主対象を変えながら、各種講演会、研修、講座の開催やパンフレットの配布等の市民啓発活動に取り組んでおります。今後も、市民の皆様の理解が進むよう、様々な機会を通して啓発活動に取り組んでいきます。	C
136	「③障害のある人が安心して安全に暮らすことができるようにします。」のうち、「難病の人や家族の暮らしを手助けします。」について、ALSは進行性の難病であり、症状が進行する不安や将来どうすればいいか、という気持ちに返答できなくても、ALS患者の方の訴えを聞き、その思いに真摯に受け止めるのが大切だと考える。	1	本市では、難病患者訪問相談事業や、専門医による医療講演会・相談会、患者同士による相談会・交流会を行い、難病患者や家族の皆様の悩み等についての相談に応じているところです。今後とも、難病患者や家族の皆様の気持ちに寄り添った支援に取り組んでいきます。	C

オ)プラン全体について

46 件

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
①地域移行に関すること(6件)				
137	重い障害のある人の地域生活について、親も子も高齢化が進む等、喫緊の課題となっている。在宅からグループホームへの移行、またその他の暮らしの形への移行について、円滑に進むよう支援してほしい。	1	障害のある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、家族等から自立して生活を送るため、住居の確保や生活課題の支援を行うサービス提供等により、障害のある方が地域での生活に移行できるよう、地域移行支援や地域生活支援拠点の取組を進めていきます。また、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームや生活介護事業所の創設を優先し、国の補助金を活用して補助しています。より多くの施設を整備できるよう国に働きかけていきます。	B
138	国の施策(地域移行)もあり、児者とも入所施設への受け入れは検討されていないように思う。	1	障害特性に応じた支援の観点から、入所施設への受入れの必要性については認識しております。必要に応じて入所施設への受入れが行われるよう取り組んでまいります。	C
139	国の「地域移行」施策は、身近なところで、相談・支援が受けられるようになって、現在の高齢化社会の中で、重度の医療的ケアが必要な障害者を高齢の親が自宅で介護することができるのか疑問。施設に入所していても、日中活動支援等の充実により地域とのふれあいや関わりを持ち、心豊かな充実した生活が送れると思うため、入所施設を確保してほしい。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。また、地域生活の移行や親元からの一人暮らしに向け、地域生活の基盤となるグループホーム等の設置に対し、補助する等、取組を促進してまいります。	C

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
140	施設について、知的障害者の地域での暮らしへの取組にも力を注いでほしい。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	C
141	施設について、施設への聞き取りは、施設職員の目線でないものにしてほしい。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	C
142	施設について、施設入所者に、「地域での暮らし」もあり得るのだということ示してほしい。	1	取組をこれまで以上に積極的に行うことで、施設入所者の地域移行につなげていきたいと考えています。	C
②精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関すること(2件)				
143	施設入所者の地域移行や精神障害者にも対応した地域包括ケアのためには、地域住民の正しい理解が不可欠であり、そのための啓発がもっと必要である。	1	本市では、テーマや主対象を変えながら、各種講演会、研修、講座の開催やパンフレットの配布等の市民啓発に取り組んでおります。今後も、市民の皆様の障害に係る正しい理解が進むよう、様々な機会を通して啓発活動に取り組んでいきます。	C
145	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」について、地域移行(退院支援)以外の課題にも取り組んでほしい。京都府で行われていることは市でも実施してほしい。京都府では、未治療・医療中断者へのアウトリーチ事業を、相談支援事業所・保健所・医療機関等の連携のもとで実施している。他にも、メリデン版訪問家族支援の保健所での実施、ケアアセスメント票普及啓発事業などがある。これらが京都市民にも利用できるようにしてほしい。	1	本市では、未治療・医療中断者への支援については、主に各区役所・支所保健福祉センター障害保健福祉課における訪問活動において、医療機関及び関係機関と連携をしながら対応しているところであり、家族支援についても、日頃の訪問活動を通して、相談に応じるとともに、家族懇談会等の事業を実施し、支援に取り組んでいます。御意見をいただきました状況については、しっかりと内部で共有し、その解消が図れるよう、引き続き、精神障害のある方及びその家族の方への支援及び事業に取り組んでいきます。	C
③情報保障に関すること(2件)				
146	確認すべき資料データがPDFファイルで、読みにくいのが難点である。読書バリアフリー法に向けての取組とあるが、WEB上でも、行政機関が率先してアクセシブルなデータ提供をしていくべきである。	1	今回の市民意見募集に当たっては、墨字及び点字冊子を作成し、市役所や区役所・支所をはじめ関係団体等へも配布を行い、広く市民の皆様からの意見募集を図ったところです。ホームページでの掲載においては、御意見を踏まえ、本冊の策定の際にはアクセシビリティへの配慮に考慮してまいります。	C
147	この分野の意見募集でPDFでの資料提供のみというのはアクセシビリティへの配慮があまりにも欠けている。	1	今回の市民意見募集に当たっては、墨字及び点字冊子を作成し、市役所や区役所・支所をはじめ関係団体等へも配布を行い、広く市民の皆様からの意見募集を図ったところです。ホームページでの掲載においては、御意見を踏まえ、本冊の策定の際にはアクセシビリティへの配慮に考慮してまいります。	C
④女性障害者の複合差別に関すること(4件)				
148	障害のある女性の困難として例えば、特に医療的ケアで長時間連続でヘルパーを必要としている女性の障害者が、ヘルパー派遣事業所から、安易に男性ヘルパーを勧められている問題がある。障害者であり女性であるために起こっている複合差別については、研修や理解啓発の取り組みを早急にかつ継続的に行う必要がある。	3	利用者の希望等と事業所の人員の問題でヘルパーがマッチングしない場合がある現状も課題であると認識しております。障害福祉分野における待遇が改善せず、人材の確保にはつながらず慢性的に人手不足となっていることも考えられるため、本市としましては、安定的な事業運営や質の高いサービス提供を行うための人材確保及び定着が図られるために必要な報酬水準の確保に加え、障害福祉現場における介護職員数等の現状把握や需給推計調査を実施するとともに、都道府県と連携しながら、介護人材の確保・育成・定着を促進するための取組をより一層推進することを、国に対して引き続き要望してまいります。また、障害のある女性が、複合的に困難な状況に置かれている場合があることについて社会的理解が深まるよう啓発に取り組んでいきます。	B
149	プラン全体にわたって複合差別の視点を意識し、複合差別をなくすための具体的な施策を入れてほしい。	1	障害のある女性について、複合的に困難な状況に置かれている場合があることについて社会的理解が深まるよう啓発に取り組むとともに、様々な施策を行うに当たり、複合差別解消の視点をもって取り組んでいきます。	B
⑤施策の推進に関すること(5件)				
150	この数年でも、ゲーム依存など色々変わってきている。このプランを進めてもらうことも大切ですが、社会の変化に柔軟に対応してほしい。	1	中間見直しにおいては、社会情勢や環境等の変化を踏まえた内容を反映しています。今後も必要な支援、施策の充実に取り組んでいきます。	C
151	障害者や関係者以外も関心を持てるような広報や事業が必要。もっと面白いこと、意外なことを仕掛けていく必要がある。	1	御意見を踏まえ、より多くの皆様に関心を持っていただけるような、周知、啓発の方法等を検討してまいります。	C
152	市のプランは把握しきれないくらいある。縦割りになっていて、それぞれに方向性が示されているが、市民に分かりやすい、一貫性のあるものにしてほしい。	1	関係部署等と連携しながら効果的なサービスの提供等に、また、市民の皆様にもわかりやすいものになるよう、取り組んでいきます。	F

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
153	実際の活動をイメージすることができない。PDCAのPの部分、Dでどう動くか。それをどんな形でCするのか。そこが活発になってこそAが健全に行えると感じた。	1	はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプランにおけるPDCAサイクルについては、市民の皆様からの御意見やこれまでの実績等を踏まえて計画(P)を立て、それに基づき各施策を推進(D)していきます。また、各施策の実施状況については、毎年、京都市障害者施策推進審議会へ報告し、点検・評価(C)を行い、評価結果を踏まえ、必要に応じて施策の見直し(A)を行うこととしています。	F
154	京都市もコロナ禍で財政難だと思うが、社会的弱者の方々を守り抜いてほしい。	1	市民の皆様への御理解と御協力を賜りながら、本計画を着実に進めてまいります。	F
⑥予算に関すること(2件)				
155	障害者が施設ではなく地域で暮らしていける環境や支援体制を強化するために、しっかり予算化してもらいたい。	1	本市では、「京都市障害者休日・夜間相談受付センター」を設置し、区役所・支所及び障害者地域生活支援センターにおける相談対応時間と合わせて、全ての障害のある方に24時間365日の相談体制を構築するとともに、休日・夜間の緊急事態への対応を支援する「京都市障害者休日・夜間緊急対応支援事業」を実施しています。引き続き、障害のある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、切れ目なく支援を提供する体制の整備に努めていきます。また、障害のある方が地域で生活するための基盤となるグループホームや生活介護事業所の創設を優先し、国の補助金を活用して補助しております。より多くの施設を整備できるよう国に働きかけていきます。	B
156	記載内容に取り組むためには少なからず経費が必要なのは当然であるが、財政の今後について考えている中、先にプランを策定しても実現が難しいのでは。	1	本市の危機的な財政状況の中ではありますが、市民の「いのち」と「健康」を守り、いきいきとした「暮らし」を支えるために真に必要な施策は引き続き実施します。障害福祉サービスをはじめ、障害のある方や御家族の生活を支援するために必要不可欠な取組については、ほほえみプランに基づいて、しっかり取り組んでいきます。	F
⑦制度に関すること(4件)				
157	発達障害の感覚過敏やアレルギーに配慮した訪問ヘルパー事業所による支援が受けられる体制を整えてほしい。 発達障害による感覚過敏(聴覚、嗅覚、視覚過敏)、動物アレルギー、煙草・化粧品・柔軟剤等の嗅覚過敏、化学物質過敏症等に対する支援がないと訪問ヘルパーを確保することも困難となるばかりでなく、病状が悪化し、生活が困難となり、命にかかわることになりかねない。	1	障害福祉サービスを提供する事業所においては、利用者の障害特性、その他の事情に応じ、障害がある方の立場に立って効果的にサービス提供することとしています。	C
158	ひきこもり支援について充実して欲しい。 ひきこもりの方は「休憩」が必要であるが、その方を支える所得補償が必要である。障害年金のような制度を京都市が先行して、創設・実施し、国に制度化を要請してほしい。	1	本市では、令和2年度から、ひきこもり相談窓口の再編や区役所・支所保健福祉センターを中核とした支援体制の構築など、ひきこもり支援の充実に取り組んでいるところです。 ひきこもり支援に当たっては、様々な分野の施策等を組み合わせることで支援を実施することとしており、ひきこもり状態にある方の生活保障については、既存の施策を活用することで対応できるものと考えます。	E
159	弾力性に富んだ福祉サービスの実施を望む。 外出支援1つをとっても京都市の移動支援は32時間という枠組みが決まっております。安心・安全に暮らすために32時間以上の外出が必要となる場合があり、そういった場合にきちんとニーズに応えられるのが真のほほえみプランではないか。 (移動支援だけでなく、身体介護、重度訪問介護も同じく、法で定められた枠組みの中(定形支給量の範疇)で生きろというのは、「自由」とはいいがたいのではないかと思います。)	1	本市において実施している移動支援事業の支給時間数については、個別の事情を考慮して支給決定を行っていますが、本市の厳しい財政状況では、基準時間数を拡大することは困難です。 このため、国に対しては、自治体の財源状況に配慮したうえで移動支援の法定給付化(障害福祉サービスへの移行)が行われるよう、引き続き要望をしていきます。	E
160	現在、重度心身障害者医療支給制度の対象となる人に、精神障害者手帳交付者は含まれていない。 障害者手帳の種類による差別を解消し、精神障害者手帳を交付されている精神障害者、発達障害者が安心して医療を受けることができるように、制度改革してほしい。	1	本制度は、京都府が補助金交付事業として実施する福祉医療助成事業の取扱いに準じて実施しています。 本市といたしましても、厳しい財政状況の中で、補助金の交付を受けず、市独自で対象者を拡大することは非常に困難な状況にあります。	E
161	重度心身障害者医療支給制度の支給対象者に、精神障害者手帳1・2級を含め、支給対象を身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者手帳1・2級の、非課税の低所得者に医療費の支給する本人の所得が所得額、または、配偶者及び本人の生計を維持している扶養義務者(直系血族及び兄弟姉妹)の所得制限額の上限を下げることも必要である。	1	本制度は、京都府が補助金交付事業として実施する福祉医療助成事業の取扱いに準じて実施しています。 本市といたしましても、厳しい財政状況の中で、補助金の交付を受けず、市独自で対象者を拡大することは困難です。	E

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
⑧施設・事業所の数に関すること(3件)				
162	中途障害の方々への対応の記述がほとんどないように思う。視覚障害はもちろん、身体障害全体において、中途の方々が多く、そして高齢化している中でまずはその方々のリハ的な対応をどうするか、そして次の段階として、在宅での支援やグループホームなど次の生活の場での対応をどうするかなど検討してほしい。	1	本市においては、人生の途中で障害を負われた方への住宅支援の足掛かりとして、中途失明者生活指導員派遣事業や難聴者自立訓練事業等を実施しています。 また、在宅におけるリハビリの支援については、医療保険制度や介護保険制度における訪問リハビリで対応することとなっています。	C
163	実態にあった入所施設数(入所ベッド数)を確保してほしい。	1	必要な方が適切な支援を受けることができるよう、体制整備に努めてまいります。	C
164	実態調査の上で、本当に医療型障害児入所施設や療養介護施設は増設する必要がないのか。	1	医療型障害児入所施設について、地域において、必要な方が適切な支援を受けられることができるよう、体制整備に努めていきます。 療養介護の増設は難しいですが、医療的ケアのある方の短期入所の受入れが促進されるよう取り組みます。	C
⑨福祉人材に関すること(2件)				
165	アセスメントをとることの重要性をもっと支援者に認識させていく必要がある。それは、福祉、医療、教育の連携でも必要なことで、アセスメントを共通言語として活用することで横のつながりができるのではないかと。ただ困ったことに、アセスメントを正しく取れる人材が不足している。京都市全体のアセスメントをとりながら、個別の事例、圏域の特徴をみていくということも、支援センターと京都市でできると面白いのではないかと。	1	障害のある方のニーズや目標等を把握し、支援の方向性を検討していくうえでも、アセスメントは重要であり、相談支援専門員については、スキルアップ研修を通して、アセスメントを含め、総合的なスキルや知識の向上を図っています。 今後も相談支援専門員等スキルアップ研修により、相談支援専門員のアセスメント力を高めるとともに、他の支援者にもアセスメントを波及していくことができるような人材の育成に取り組んでいきます。 また、市内5箇所を設置している基幹相談支援センターにおいて、相談支援専門員の人材確保やアセスメント力も含めた資質向上に向けた取組を行ってまいります。	B
166	コロナで施設やヘルパーさんが大変苦労しているので、職員の待遇を改善してほしい。	1	これまで、障害者福祉施設における福祉・介護職員の確保・育成が一層推進されるよう、福祉・介護職員の賃金改善に充てることを目的とした福祉・介護職員処遇改善加算及び特定処遇改善加算が実施されるなど、処遇改善が図られてきました。本市としても、今後も財政措置等、必要な措置を講じるよう引き続き国に求めてまいります。	D
⑩障害者差別・権利擁護(3件)				
167	知的障害者が地域で自立生活をしているのはわずか3%であり、障害者の地域生活が進まない原因は、障害者が地域から排除されてきた歴史にある。それは、旧優生保護法という法律であり、日本政府が推進してきた分離教育にあると考える。 柔軟な精神を持つ子どもに対し、障害のある無しに関わらず、ともに地域で生活し、教育を受けることで、相手を理解しつつ成長することで、社会を形成するべきところを、国家権力でゆがめてきた経緯がある。そのために、「ほほえみプラン」の基本的理念に謳うまちづくりには程遠い現実がある。 障害者権利条約では地域で障害者がともに暮らすことを当たり前とするためにインクルーシブ教育が謳われており、日本政府も批准するために法律を手直したが、5年以上が経過しても、ともに過ごす社会の実現には至っていないのが現実である。 今一度、インクルーシブな社会の構築に力を注ぎ、国への進言も行っていきたい。	1	本市では、障害の有無に関わらず人々が互いに認め合い支え合うことのできる共生社会の実現に向けて、インクルーシブ教育システムの理念に基づく「一人一人の教育的ニーズに応じた教育」を推進しております。 総合支援学校、小・中学校育成学級、小・中学校の普通学級に在籍しながら指導を受ける通級指導教室など多様な学びの場を確保し、子どもたち一人一人の教育的ニーズに応じて、きめ細かな教育を進めています。 子どもたちの就学先については、一人一人の教育的ニーズに最も合ったよりよい就学先を専門的な観点から検討するため、医師や学識経験者等による「京都市就学支援委員会」を設置し、そこでの審議結果を基に、子どもや保護者の願いを丁寧に聞き取りながら、保護者と地域の学校の校長が十分に話し合いながら決定していきます。 また、学びの支援をする体制として、普通学級に在籍するLD等の発達障害や肢体不自由等の子どもたちを対象に学校・園の管理職や学級担任の指揮・指導の下での学習指導の補助、校内の移動介助等を行う総合育成支援員や、学校で児童生徒の医療的ケアを行う看護師等の人員配置の充実、施設設備の調整等の学習環境の整備も進めるなど、一人一人の可能性を最大限に引き出し、それぞれの学校で、児童生徒の障害の程度等に応じた、きめ細やかな指導を展開するとともに、どの児童生徒にとってもわかりやすい授業づくりや、過ごしやすい学校・学級づくりを行っています。 さらには、障害のある子どもたちと障害のない子どもたちが、学校行事や教科学習において共に活動することを通じて、社会性や豊かな人間性を育み、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ「交流及び共同学習」を推進しており、地域の学校の児童生徒同士だけでなく、周辺地域の方々との交流等も行ってまいります。 今後とも、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」という本市教育理念のもと、障害のある子どもたちの自立と社会参加に向けた教育を推進していきます。	B
168	「グループホームの設置促進や重度障害者に対する支援の充実」や「市民等に対する啓発・広報活動の推進」については、特に連携して進められるべきものであると考える。障害のある人の地域生活について、様々な場を活用して市民等に啓発を行うとともに、反対運動が発生した場合においては積極的な介入とリーダーシップを期待したい。	3	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの運営基準においては、「事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない」とあり、事業者には、地域との連携・協力を行う努力義務が課せられています。 グループホーム等の施設の設置にあたって、地域住民の同意を得る義務はありませんが、事業者自らが、地域住民に対して、施設の設置について十分に説明をし、できる限り理解を得るための努力をさせていただくことが基本であると考えております。グループホームなどの立地をめぐる反対運動については、本市としても、事業者と地域住民の対話の場の設置に協力するとともに、障害や障害のある人に対する理解が深まるよう、啓発に努めていきます。	F

番号	御意見・御提言の要旨	件数	御意見・御提言に対する本市の考え方	意見の分類
169	相談支援事業所の相談員をしている。担当している利用者が市バスの乗車拒否(無視)をされる和家人からの電話相談で判明した。複数回同じようなことがあったと相談をされた。こういったことがないように公共交通機関の運行に係る方々の教育を強化する必要がある。	1	本市交通局では、障害者関係団体の協力の下、市バス運転士の採用時において、車いす利用者への対応方法を始め、障害がある方への基本的な知識やコミュニケーション手法を学ぶ研修(視覚障害・知的障害・発達障害)や、認知症サポーター研修などを実施しています。また、交通サポートマネージャー研修も実施しており、バリアフリーの基礎知識、高齢の方などへの接遇介助の基本を学ぶことでお客様のサービス向上を図っています。引き続き全てのお客様が安全・安心・快適にご乗車いただけるよう運転士への指導に努めていきます。	F
①障害者差別・権利擁護(9件)				
170	障害のある人が親になった場合の支援や相談がプランに盛り込まれていないように思える。	2	ほほえみプランの各種目標を横断し、全てを貫く重要な視点として設定する重点目標1に、「重複障害」や「はざま」への適切な対応など、複合的支援を充実することを掲げ、障害のある方のライフステージの変化に応じた支援を行うこととしています。また、具体的施策については、「相談支援」の中に盛り込んでいきます。	B
171	障害を持った方の避難の仕方、具体的な避難プランの周知が必要である。また、障害の種類により留意点が異なるので各障がい者団体と連携して行う必要がある。	1	本市では、災害時に自力で避難することが困難な重度障害がある方に、避難手順等を定めた個人別の支援計画である個別避難計画の作成に取り組み事業を令和元年度から、障害支援区分6の単身者を対象として、伏見区役所及び深草支所管内においてモデル事業として実施しております。計画作成に当たっては、対象となる方や日頃、支援に関わる事業者等と面談等を行い、障害特性等を踏まえながら取り組んでおり、その中で挙がってきた課題を検証し、今後の事業展開に活かすこととしております。	C
172	「感染症等の新たな課題に対する支援」について、新型コロナウイルス感染拡大によって視覚障害、聴覚障害者など様々な障害者の方がお困りだと思う。情報の遅れだけでなく、「新しい生活様式」になじめない方もいる。	1	新しい生活スタイルのもと、障害がある人も安心して生活できるよう、障害や障害のある人への理解のための啓発に引き続き取り組んでいきます。	B
173	障害のある人も同じ人間なのでやりたいことをやらせてあげること、よりよい環境にしてあげることが社会だと思う。	1	今後も、本プランの基本方針と、5つの施策目標をもとにすべてのひとつとして、よりよい環境づくり、施策の推進に取り組んでいきます。	B
174	市民や企業の役割が読み取れない。	1	例えば、具体的施策に「就労」に「企業、労働、福祉、教育等の各分野の関係機関及び団体等とも連携し、必要な支援を行います。」と記載しているように、プランに掲げる各施策の中で、各分野の関係機関とも連携していきます。	B
175	障害者の「害」の記載方法について、「障がい」とひらがなを使う自治体もある。「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」の名前に沿った用語の使い方がいいのではないかな。	1	「障害者基本法」や「障害者差別解消法」など、国の法律においても「障害」と表記していることから、本市では「障がい」ではなく、「障害」と記載しています。	E
176	プランの名称がくはぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン>では障害福祉の計画かわからないため、わかりやすいプランの名称にするべき。	1	本市障害者施策推進計画については、これまでから、愛称を「ほほえみプラン」としており、一定定着していることから、名称変更は考えていません。	E
177	障害児については平成30年度に実態調査をされているが、障害者は実態調査をいつされたのか教えてほしい。	1	障害児については、平成30年度に実態調査を実施しましたが、障害者については、ほほえみプランを策定するために障害のある人の状況やニーズを把握することを目的として、平成28年度に実施しています。	F
178	心身に障害を持つ子供が進学できる選択肢として、小学校段階では普通学級、育成学級、特別支援学校があるが、特別支援学校に一旦進学してしまうと、家庭でどれほど自主的に教育を施し発達を促しても、小学校の「育成学級」への転換の道はなかなか実現しない。また、育成学級に進学できたとしても、現行では教科書すら配られず、できるだけ学力を伸ばさないと方向にしか教育されていない上に、中学校では育成学級の制度がない。その後の進路も高等学校卒業相当の教育も特別支援学校高等部しかなく、大学進学どころか社会に出たときに選択できる職の範囲が極端に狭くなり、いわゆるB型作業所くらいしか行くところがないと聞く。そうならば独立採算をもったの生活も実現できず、親亡き後の前途が大変心許ないものになる。小学校の育成学級でも教科書をきちんと配布したうえで、中学校にも育成学級を設置し、心身に障害を持ちながらも伸びる意欲の強い子を安心して育てられる環境を確保してほしい。	1	保護者が育成学級を希望し、学校長も児童生徒の障害の状態等から必要と考える場合、京都市就学支援委員会での審議をふまえ、教育委員会でも育成学級への入級が適切と判断した場合は、中学校も含め、対象児童生徒が一人であっても可能な限り地域の学校に育成学級を設置しています。また、育成学級の児童生徒が使用する教科書については、教育委員会が決定した基本方針や選定の観点に基づき、有識者等から構成される教科書選定委員会が図書を比較検討したうえで、教育長に答申し、検定本、星本、一般図書を採択しています。学校は、採択されたこれらの教科書の中から、対象児童生徒の障害の状態や特性及び発達の段階を考慮した教科書を選択し、全児童生徒に配布したうえで、基本的な知識、技能の習得と、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等、生きる力につながる資質、能力を育む教育を進めております。また本市では、関係機関により構成する『巣立ちのネットワーク』を平成6年度から設置しており、総合支援学校生徒の進路先の拡大及び障害のある方々の就労の拡大に向け、企業や関係団体等と連携し、更なる雇用促進を推進しており、一般企業を含めた様々な分野の就職先で活躍しています。今後とも、「一人一人の子どもを徹底的に大切に」という本市教育理念のもと、障害のある子どもたちの自立する社会参加に向けた教育を推進していきます。	C